

41267

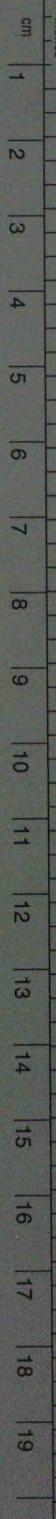
教科書文庫

4
160
44-1941
26000 22414

**Kodak Gray Scale**

© Kodak 2007 TM Kodak

A	1	2	3	4	5	6	M	8	9	10	11	12	13	14	15	B	17	18	19
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----

**Kodak Color Control Patches**

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak 2007 TM Kodak

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



禮法要項

文部省制定

2000022414

375.3  
Ze 14

## 禮法要項趣旨



一、本要項は主として中等學校に於ける禮法教授の資料として編纂したものであるが、同時に又、一般國民の日常心得べき禮法の規準たらしめんとするものである。隨つて、國民生活の實際に即することを旨とし、材料は概ね日常近易の事項に採り、記述は力めて平易簡明ならしめた。實施に當つては、實情に即して内容を適宜按排して授けることを要する。

一、本要項は禮法の基本を授けんとするために、自ら形についての記述が多くなつてゐるが、もとより禮法は、心と形と相俟つて全きものであるから、教授に際しては、形の指導のみに偏せず、その精神を體得せしめることを旨とし、日常不斷に實踐せしむべきである。

一、本要項は便宜上、前篇、後篇の二篇としたが、篇次・章節に拘泥することなく、これを一體のものとして把握し、常に全體の精神に著目して細節に及び、各章節を彼此照應して活用することが肝要である。

一、前篇は、諸禮法に通ずる基本的な事項を掲げたものであり、後篇は、國民生活の實際に即して具體的の項目を便宜的に關する禮法の三大部に分けて記述したものである。

一、「皇室・國家に關する禮法」は我が國禮法の根幹であつて敬神尊皇の誠を致し、國民精神を涵養する上に特に重要であり、「家庭生活に關する禮法」は禮法修練の始をなし、且つ禮法體得の基をなすものであり、又「社會生活に關する禮法」は國民一體の秩序と親和とを具現し、且つ國民の品位を向上せしめるに重要なものである。なほ各所に記載せる國際儀禮の取扱に際しては、大國民としての自覺と矜持とを以て之に處する道を授けることが肝要である。

一、本要項の實施に當つては、時世に即し生活様式の改善刷新を旨とすべきはいふまでもないが、同時に傳統を尚び、醇風美俗の發揚に努め、更に社會の實情、地方の慣習等を適宜斟酌して、これが活用に遺憾なからしむることを要する。

4

160

44-1941

2000022414

前篇

## 禮法要項

## 家庭生活に關する禮法

第一章 皇室・國家に關する禮法	二三
第一回 皇室に對し奉る心得	二三
第二回 拜 謂	二四
第三回 御先導	二五
第四回 行幸啓の節の敬禮	二六
第五回 神社參拜	二七
第六回 祝祭日	二八
第七回 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歳	二九
第十回 雜技	三一

第一章 皇室・國家に關する禮法	二三
第一回 皇室に對し奉る心得	二三
第二回 拜 謂	二四
第三回 御先導	二五
第四回 行幸啓の節の敬禮	二六
第五回 神社參拜	二七
第六回 祝祭日	二八
第七回 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歳	二九
第十回 雜技	三一

後篇

第一章 委 勢	一一
第二回 最 敬	一一
第三回 禮	一一
第四回 禮	一一
第五回 言葉遣ひ	一一
第六回 敬禮・挨拶	一一
第七回 受渡し	一一
第八回 結び	一一
第九回 服制	一一

後篇

第一章 食事	三四
第二回 居常	三四
第三回 服裝	三六
第四回 接待	三八
第五回 通事	三八
第六回 訪問	四〇
第七回 招待	四〇
第八回 應接	四五
第九回 通信	四五
第十回 食事	四五
第十一回 請問	四五
第十二回 招待	四五
第十三回 應接	四五
第十四回 通事	四五
第十五回 通事	四五
第十六回 紹介	四五
第十七回 吊弔	四五
第十八回 近隣	五二
第十九回 公衆の場所	五三
第二十回 公共物	五四
第二十五回 道路・公園	五四
第二十二回 交通・旅行	五六
第二十三回 集會・會議	五六
第二十四回 会食	五六
第二十五回 会食	五六
第二十六回 席次	六二
第二回 和食の場合	六二
第三回 洋食の場合	六二
第四回 支那食の場合	六二
第五回 茶菓の場合	六二
第六回 茶菓の場合	六二
第七回 茶菓の場合	六二
第八回 茶菓の場合	六二
第九回 茶菓の場合	六二
第十回 茶菓の場合	六二
第十一回 茶菓の場合	六二
第十二回 茶菓の場合	六二
第十三回 茶菓の場合	六二
第十四回 茶菓の場合	六二
第十五回 茶菓の場合	六二
第十六回 茶菓の場合	六二
第十七回 茶菓の場合	六二
第十八回 茶菓の場合	六二
第十九回 茶菓の場合	六二
第二十回 茶菓の場合	六二
第二十五回 茶菓の場合	六二
第二十六回 茶菓の場合	六二

## 禮法の要旨

禮は、上、皇室を敬ひ奉り、下、億兆の相和する心より起る。これ我が肇國の精神の中に存するところ、これを正すは、方に國體の本義を明らかにし、社會の秩序を維持する所以である。君臣の義、父子の親、長幼の序、上下の分、みな禮により自ら齊ふ。即ち禮は德の大宗、人倫の常經にして、國民の必ず履むべき要道である。禮は元來恭敬を本とし、親和を旨とする。これを形に表すのは即ち禮法である。禮法は實に道徳の現實に履修されるものであり、古今を通じ我が國民生活の軌範として、すべての教養の基礎となり、小にしては身を修め、家を齊へ、大にしては國民の團結を強固にし、國家の平和を保つ道である。宜しく禮法を實踐して國民生活を嚴肅安固たらしめ、上下の秩序を保持し、以て國體の精華を發揮し、無窮の皇運を扶翼し奉るべきである。



### 前篇

#### 第一章 姿勢

一、立つた姿勢は、兩足を揃へ、足尖を程よく開き、上體を正しく保ち、兩腕は自然に垂れ、頭を真直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。

二、腰を掛けた姿勢は、なるべく深く腰を掛け、兩足を揃へ、足尖を程よく開き、上體を正しく保ち、兩手は股の上に置き、頭を真直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい。

三、坐つた姿勢は、兩足の拇指を重ね、兩膝の間を男子は十纏乃至十五纏(三寸乃至五寸)とし、女子はなるべくつけ、上體を真直にし、正しく腰を据ゑ、兩手は股の上に置き、頭を真直にし、口を閉ぢ、前方を正視する。兩手は軽く組んでもよい。

#### 第二章 最敬禮

一、天皇陛下に對し奉りては最敬禮を行ふ。

二、最敬禮は、先づ姿勢を正し、正面に注目し、上體を徐に前に傾けると共に手は自然に下げ、指尖が膝頭の邊に達するのを度(約四十五度)としてとどめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。

三、坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し(手は體の兩側に下して置く)、正面に注目し、上體を徐に前に傾けると共に、兩手を膝前に進め、指尖の間を約五粁(約一寸五分)とし、頭は座面より約五粁(約一寸五分)の所まで下げるのを度としてとどめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。

四、特に敬禮式の規定あるものは、その規定に従ふ。

五、皇族・王(公)族に對し奉る敬禮は、前各項に準する。

六、外國の元首又は皇族に對する敬禮は、公式の場合に限り、前各項に準する。

### 第三章 拝 禮

一、神を拜するには、容儀を正し、手を清め、神前に進み、適當な處でとどまる。再拜、拍手二

を行ふか、又は拜を行ふ。前後に揖<sup>よぶ</sup>をする。

拜は上體を深く(約四十五度)前に傾けて後、徐に元の姿勢に復する。揖は上體を稍々淺く(約十五度)前に傾ける。

再拜、拍手二の後に一拜を加へることもある。

手水の際は、柄杓にて清水を汲み手を清める。更に口をすゝがんとする場合は、清水を掌にうけて行ふ。

神葬の場合に拍手を行ふときは、忍手<sup>しのびて</sup>とする。

二、玉串を捧げる場合には、その表を上に向け、右手で本を持ち、左手で葉の方を支へ、葉先を高目に持つ。神前に進み、少し手前で一揖し、玉串案の前に進む。玉串は葉先を手前に廻し、本を先にして、右手を仰向け、左手を添へて案の上に供へる。退いて再拜、拍手二を行ふ。又は拜を行ふ。退いて一揖する。

三、佛を拜するには、佛前に進み、適當な處にとどまり、一禮し、更に進んで合掌、退いて一禮する。

四、燒香をするには、佛前に進み、少し手前で一禮、香爐臺の前まで進み、合掌、燒香一同、合

掌、退いて一禮する。

焼香は、特殊の場合には、二回若しくは三回のこともある。

五、基督教その他の儀式に於ては、適宜その方式に倣ふ。

#### 第四章 敬 禮・挨 拶

一、立禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾ける(約三十度)と共に、手は自然に下げ、寸時その姿勢を保ち、後徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。

二、坐禮は、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾けると共に、両手を膝前に進め指尖の間を十纏乃至十五纏(三寸乃至五寸)とし、頭は座面より十纏乃至十五纏(三寸乃至五寸)の所まで下げるのを度としてとゞめ、寸時その姿勢を保ち、後徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。

一般に、男子は女子より頭を稍々高目にし、指尖の間も廣目にする。

三、舉手は、先づ姿勢を正し、右手を擧げ、その指を互に接して伸ばし、食指と中指とを帽子の

庇の右側に當て、掌を稍々外方に向け、肘を肩の方向で略々その高さにひとしくし、頭を向けて、先方に注目する。

四、會釋は、立つてゐるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾ける(約十五度)と共に、手は自然に下げるべく、後徐に元の姿勢に復する。頸だけ屈するのはよくない。坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上體を徐に前に傾けて(約十五度)とどめ、後徐に元の姿勢に復する。手は股の上に置いても、又體の兩側に下してもよい。

五、握手は、右手を出し、先方に注目し、右手を軽く握る。

#### 【注意】

一、坐つてゐる人に對しては坐つて敬禮し、立つてゐる人に對しては立つて敬禮する。腰を掛けたる長上に對しては立つて敬禮する。

二、手は立禮、坐禮何れの場合にも、指尖を揃へて離さないやうにする。

三、頭は左右に曲らないやうにする。

四、帽子を脱ぐには右手でし、その内側を右の外股に軽く觸れる位にして敬禮する。

五、屋外又は集會の場所では、立禮、坐禮とも稍々高目にする。

六、男子は制服・制帽の場合、舉手を行ふのを常例とする。

七、教練・武道・競技に於てはその定むる禮法に従ふ。

八、外國人に對しては握手を行ふことがある。握手の際は、外國では相手が長上若しくは婦人の場合に、先方が握手を求めるまでは、自分の手を出さねがよいとされてゐる。又この際男子は右手の手袋は脱ぐのを例とする。

## 第五章 言葉遣ひ

一、長上に對しては相當の敬語を用ひる。

二、自稱は、通常「私」を用ひる。長上に對しては氏又は名を用ひることがある。男子は同輩に對しては「僕」を用ひてもよいが、長上に對しては用ひてはならない。

三、對稱は、長上に對しては、身分に應じて相當の敬稱を用ひる。

同輩に對しては、通常「あなた」を用ひ、男子は「君」を用ひてもよい。

四、對話者以外の人々に就いて語る場合、長上は勿論、その他の者にも、相當の敬稱・敬語を用ひる。長上に對して、その人より地位の低い者に就いて語る場合には、たとひ自分より上位の者であつても、普通には敬稱・敬語は用ひないか、又は簡略にする。

五、自分の近親に就いて他人に語る場合には、敬稱・敬語を用ひない。一般に當方の事に就いては敬稱・敬語を用ひないのを例とする。

六、受答には、必ず「はい」と言ふ。特に長上に對して「えへ」と言ふのはよくない。

七、長上に對しては、なるべく「ございます」「あります」「参ります」「致します」「存じます」「遊びます」「申します」「いたゞきます」等、時に應じて用ひる。長上には「です」「もらふ」「くれる」等は用ひない。

八、他人の物事には「お」「御」を附け、自分及び當方の物事には用ひないのを通例とする。一般的の物事にも用ひないのを通例とするが、口調や慣習で用ひる場合もある。

九、言語は出來るだけ標準語を用ひる。

## 第六章 起居

一、起居振舞は、落ちついて、静かに、自然であることが大切である。

二、坐るには、片足の爪尖を僅かに引き、又は出して静かに膝を折り、片膝づつつく。このとき上體が前に傾かないやうにする。

三、起つには、先づ少しく腰をあげ、次に爪尖を立て、片足を僅かに踏出し、静かに起つて足を揃へる。このとき上體が前に傾かないやうにする。

四、椅子には、普通左側から掛ける。起つときは左側に出る。

五、歩くには、上體を正しく保ち、殊更に手を振らず、膝を曲げず、又脚を開かないやうにして歩を運ぶ。

殊更に足をすつたり、足音を立てたりしないやうにする。

六、歩くときは、濫りにあたりを見廻したり、物を踏み又は跨いだりしてはならない。

七、向を變へるには、立つてゐる場合は、先づ向かはうとする方の足を斜後に引き、これに他の一方の足を一旦揃へて、下座の足から歩き出す。

坐つてゐる場合は、先づ跪坐をして、一方の爪尖を開き、他方の足をこれに揃へて向を變へる。

又、跪坐をして、向かはうとする方の膝を少し浮かして、その方へ静かに廻る。

すべて向を變へるには、上座に向かふやうにして廻るのを通例とする。

長上の間近では、正面を避けて、向を變へて起つ。

八、膝で進退するには、先づ跪坐をして、膝と爪尖とで静かに進み又は退く。長上の間近では、

少し手前で跪坐をして、膝で進み出て坐り、膝で少し退いてから起つ。

九、神佛前、長上の前、又は床の間や貴重な物等の前では、少くとも一米位手前で一先づ立止り又は一旦跪坐して後、改めて進み出る。

## 第七章 受 渡 し

一、受渡しは、鄭重を旨とし、粗忽のないやうにする。

二、受渡しには、直接手渡しする場合(授受)と、一旦置いてからする場合(進撤)とがあるが、何れの場合にも、物は自分の方へ向けて持つて出る。先方に渡すときは、受易いやうに、向け直して進める。物によつては、先方が受けよいやうに、最初から向かへて持つて出る。

三、受渡しは、正面よりするのを例とする。卓子の場合は左方若しくは右方よりすることもある。

四、受渡しは、立つてゐる人には立つてし、坐つてゐる人には坐つてする。椅子に掛けてゐる場合、長上に對しては立つてするのが禮である。

五、受渡しは、物により場合によつて、両手又は片手でする。片手でするときは一方の手を添へることもある。

長上に物を進めるには、片手で持つ場合でも、一方の手を添へる。手を添へない場合には、體を少し前へ屈する。

六、長上に對する受渡しは、居ながらにせず、少しでも前に進んでからにする。  
七、辭令書・卒業證書その他長上より物を授けられるときは、凡そ三歩前で敬禮し、進んで両手で受けて押戴き、三歩退き、一見の後敬禮して退く。

坐禮のときもこれに準ずる。

八、臺又は盆等に載せて渡されたものは、臺又は盆の儘、一旦受ける。

九、受渡しには、一々禮をするに及ばない。

## 第八章 包 結 び

一、贈物の包紙には、奉書・糊入等を用ひる。

婚禮その他特に鄭重な場合には、二枚重ねて用ひる。

小さい物は、一枚の紙を二つ折にして包んでも差支ない。

贈物を包むには、先づ左方を折り、次に右方を折る。金子や小さい物を包む場合には、左右を

折つた上、更に上下を裏に折返す。

凶事の場合には、一般に紙一枚にして、左前に包む。

二、贈物には、水引を掛け、熨斗を添へる。

魚・卵・海藻・鳥等には熨斗を添へない。

凶事の贈物にも熨斗を添へない。

三、水引は、一般に、慶事又は平常の贈物には赤白(赤右)を用ひ、凶事の贈物には白若しくは黒白(黒右)を用ひる。水引には、この外金銀・金赤・紅白・銀白等があるが、濫りに用ひないがよい。普通の場合には兩輪に結び、婚姻・縁組及び凶事の場合には結び切りにする。

四、熨斗紙・熨斗袋の類は、長上に對しては用ひない。改まつた場合にも用ひないがよい。

五、贈物の表書は、包紙の中央上部にその品目を記し、又は「御祝」「御餞別」「御見舞」「玉串料」「御香奠」「御靈前」等の文字を記すのを例とする。又「進上」「贈呈」等と記すことがある。

金子の場合には、包紙(又は内部)にその額を記す。

六、自分の氏名は、包紙の左方下部、若しくは中央下部に書き、又は名札を添へる。

七、贈物は臺・小蓋又は盆等に載せて進める。

八、贈物の紗・風呂敷若しくは容器等を返すには、婚禮及び凶事の場合の外、<sup>うつりがみ</sup>移紙を入れるのを例とする。

九、改まつた場合の贈物には、目録を添へる。

目録は、奉書を二つ折にし、折目を下にして、先づ左方を、次に右方を折つて三つ折とする。これに熨斗を添へ、臺又は小蓋に載せて進める。

## 第九章 服 制

一、男子の公式禮服及び一般禮服は左表による。

公 洋		種類	著用ノ場合
服制	服		
通(燕常禮服)	通(燕常禮服)	別記	拜賀、參賀、宮中諸儀
(フロックコート)	(モーニングコート)	別記	參賀、御禮、儀式、晩餐會、夜會
別記	拜謁、參賀、御禮、儀式、觀櫻・觀菊御會、饗宴	右ニ同ジ	

般 一 式		喪	禮	禮	喪
服 洋	服 和				
喪制服	喪式禮服	燕尾服	禮(紋付羽織袴)服	裝	裝
喪制服	喪式禮服	燕尾服	禮(紋付羽織袴)服	裝	裝
別記	別記	別記	別記	制式ニヨル	制式ニヨル
制式ニヨルモノ	制式ニヨルモノ	制式ニヨルモノ	儀式、饗宴、其ノ他	儀式、訪問、饗宴、其ノ他	儀式、訪問、饗宴、其ノ他
訪問、饗宴、其ノ他	儀式、訪問、饗宴、其ノ他	儀式、晚餐會、夜會、其ノ他	儀式、晚餐會、夜會、其ノ他	儀式、晚餐會、夜會、其ノ他	儀式、晚餐會、夜會、其ノ他

二、男子の洋服は左の例による。

### (一) 燕 尾 服

帽  
シルクハット

(喪を服する者は黒縞紗又は黒紗を以て中帶を巻く)

上

衣  
ズボン

黒羅紗

(喪を服する者は黒羅紗又は黒紗を左腕に纏ふ)

ズボン

黒羅紗

チヨツキ

白リネン (儀式には黒羅紗)

シャツ

ホワイトシャツ

カラード

立襟又は折襟

ネクタイ

白蝶形

カラード

白蝶形

手袋

黒エナメル

手袋

白革

靴

黒無地

靴

黒無地

外套

黒無地

上衣

黒羅紗

## (二) フロックコート、モーニングコート

シルクハット

山高を用ひてもよい。

ズボン

縞 (喪には黒を用ひることがある)

ズボン

黒羅紗

チヨツキ

白リネン

シャツ

ホワイトシャツ

カラード

立襟又は折襟

ネクタイ

結び下げ (白及び黒の蝶形は用ひない。喪には黒の結び下げ)

手袋

茶又は鼠色の革

靴

(喪には黒又は鼠色の革)

靴

茶又は鼠色の革

下

黒革

外套

無地物

上著

羽二重、黒、五つ紋、色變りを用ひることもある。

下著

羽二重、白を正式とする。茶又は鼠色を用ひてもよい。

## (一) 禮服

(三)

禮服と同じ。喪章を用ひない。

喪服

(二)

上著	扇子
足袋	白
履物	草履

略式禮服

上著	無地物(黒を除く)又は縞。
羽織	黒、五つ紋又は三つ紋。
下著	襦袢、白の外適宜。

その他は禮服に準する。

(2)  
夏物

上著	紺、黒、五つ紋、淺黃色。生平 <sup>きぶら</sup> を用ひてもよい。
下著	角帶。兵兒帶を用ひてもよい。 用ひない。
襦袢	縞、縕のあるもの。
羽織	紺又は紗、黒、五つ紋。紐は白。
足袋	白
扇子	白
履物	草履

白。下著の共色を用ひてもよい。

角帶 兵兒帶を用ひてもよい。  
縞、縕のあるもの。

羽二重、黒、五つ紋。紐は白。

四、女子の公式禮服及び一般禮服は左表による。

式		公		著用ノ場合
和	洋	和	洋	
喪	喪	喪	喪	
喪	喪	喪	喪	
服	服	服	服	
喪	通	禮	通	
服	(桂)	(桂)	(桂)	
喪	常	常	常	
服	袴	袴	袴	
喪	別	別	別	
服	記	記	記	
喪	別	別	別	
服	記	記	記	
喪	別	別	別	
服	記	記	記	

儀式、饗宴、其ノ他  
（御禮及ビ觀櫻・觀菊御會ニハ通常服ノ代用）

参賀、天機奉伺、御機嫌奉伺、御禮、觀櫻・  
觀菊御會

拜賀、參賀、宮中諸儀

般		和		洋	
服	洋	和	洋	和	洋
喪	イーヴニン	禮	通	大	大
服	グ	トドク	(ローブ)	(マントドク	(マントドク
喪	アフタヌ	モル	モント	モル)	モル)
服	アンドレス	アーヴニ	モント	モルテ	モルテ
喪	アフタヌ	モル	モント	モルテ	モルテ
服	アンドレス	ングドレ	モント	モルテ	モルテ
喪	適宜	通	モント	モルテ	モルテ
服	綿地又ハ薄地	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	リテ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	及長袖アリ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	テ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	長袖アリ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	テ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	流行ニヨ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	宜ヨリ節適ニ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	ルノ黒エナメ	モント	モント	モルテ	モルテ

五、女子の洋服は左の例による。

般		和		洋	
服	洋	和	洋	和	洋
喪	イーヴニ	禮	通	大	大
服	グ	トドク	(ローブ)	(マントドク	(マントドク
喪	アフタヌ	モル	モント	モル)	モル)
服	アンドレス	アーヴニ	モント	モルテ	モルテ
喪	適宜	通	モント	モルテ	モルテ
服	綿地又ハ薄地	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	リテ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	及長袖アリ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	テ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	流行ニヨ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	用フ	モント	モント	モルテ	モルテ
喪	宜ヨリ節適ニ	モント	モント	モルテ	モルテ
服	ルノ黒エナメ	モント	モント	モルテ	モルテ

六、女子の和服は左の例による。但し地質は適宜紬、木綿、縮等を用ひてもよい。

(一) 禮 服

(1) 冬 物

上著 縮緬、羽二重。黒又は色變り五つ紋。模様は裾模様。  
下著 羽二重、縮緬等。白。色變りには共色を用ひてもよい。  
襦袢 白襟。色變りには色物を用ひてもよい。

丸帶

白

白、丸絣まるくわ

白

白又は塗骨

草履

(2) 夏 物

紬、紬縮緬等。黒又は色變り、五つ紋。模様は裾模様。

上著

紬又は練。白

下著

地質は紬、紬縮緬等。白

襦袢

丸帶

帶留

白

扇子

白、丸絣

足袋

白又は塗骨

訪問服

(略式禮服としても用ひる)

上著

色變り。裾模様。江戸棟模様

下著

無地物(黒を除く)、小紋等

縫紋、三つ紋

丸帶(薄手)、袋帶等

帶

下著、襦袢、帶揚、帶留の色合は白の外適宜。

略式には羽織を用ひてもよい。

二三

(三) 疣 服

上 著

黒無地紋附、地紋も模様もないもの。

下 著

白

襦 帶

黑、丸帶

帶 揚

白

足 帶

白

袋 留

白

物 補

白

草履

後 篇

皇室・國家に對し奉る心得

第一章 皇室に對し奉る心得

- 一、皇室に關する談話・文章には、特に敬稱・敬語の使用に注意する。
- 二、詔勅・令旨を奉讀し、御製・御歌を奉誦し、若しくはこれを拜聽する場合には、姿勢を正し、謹嚴な態度をとる。
- 三、御所・離宮等の拜觀に當つては、夫々の規定を守り、決して輕々しい言動をしない。御物の拜觀には、特に動作を慎重にし、敬虔の態度を失はないやうにする。御遺蹟等に就いても同様である。

皇室に對し奉る心得

二三

四、宮城前通行のときは、宮城に向かつて敬禮をする。遠方の場合は脱帽して敬肅の意を表す。

る。

御所・行在所等の前を通行するときもこれに準する。御陵臺前通過のときも亦同じ。

學校に於ける奉安所に關しては各學校の定める所に従ふ。

五、新聞・雑誌等に謹掲された皇室に關する御寫眞はその取扱に注意し、不敬に渉ることのないやうにする。

六、御紋章は濫りに模寫してはならない。御紋章の附いてゐるものとの取扱は鄭重にする。

## 第二章 拜 謹

一、單獨拜謹の場合は、御座の間の闕外で敬禮をし、御座の間にはいつて再び敬禮をする。

御座の正面に進み、豫め定められた位置にとゞまつて最敬禮を行ふ。次に後退して出口で敬禮をし、闕外で再び敬禮をする。

二、兩位に對し奉つては、前項の順序により、第一位の御座に最敬禮、横歩して第二位の御座にこれを行ふ。

- 三、列立拜謹の一は、一同整列し、出御の時に於て敬禮を行ひ、御座につかせらるるや最敬禮を行ふ。入御の時に於ても敬禮を行ふ。
- 列立拜謹の二は、拜謹者一同整列し、通御の時に於て最敬禮を行ふ。
- 四、皇族・王(公)族に對し奉りては前各項に準ずる。

## 第三章 御 先 導

- 一、玄關又は入口に於て御迎へ申し上げる。
- 二、御車御著の際最敬禮、御降車までの間上體を前に傾けて、御降車を拜して御先導申し上げる。
- 三、御先導は御通筋中央を、姿勢を正し、正面を向いて静肅に歩む。
- 但し砂道その他にありては、中央を避け、進行方向に向かつて左側を歩む。
- 四、御座所の手前適當な處でとゞまり、直ちに下座に開いて敬禮、御著座を拜し敬禮して退く。
- 五、御説明申し上げる場合は、御前を横切らないやうにする。
- 六、御見送申し上げる際には、御車の御出門まで目送申し上げる。
- 七、皇族・王(公)族に對し奉りては前各項に準する。

#### 第四章 行幸啓の節の敬禮

- 一、行幸啓の鹵簿を拜するには、御道筋又は指定された場所に整列して、静かに御通過を待つ。
- 二、老人や子供は、なるべく前列とし、すべて警察官・掛員の指圖に従ひ、混雜を來さないやうにする。
- 三、通御の時刻が近づいたら、傘をたゝみ、帽子・外套・コート・襟巻・肩掛けの類を脱ぎ、姿勢を正す。
- 四、雨雪の際は、傘・外套等雨具を著用した儘拜して差支ない。
- 五、御召列車御通過の節は、御召列車が凡そ二百米(約二丁)の距離に近づいたときに最敬禮を行ひ、上體を起して目迎・目送し奉る。
- 六、坐つて拜する場合も前各項に準ずる。
- 七、鹵簿は、堀越・窓越又は高い位置から拜してはならない。

御通過の後は喧噪に涉らないやうに、徐に退散する。

行幸啓の節の敬禮に關し、特別の規定あるものはこれに從ふ。

八、皇族・王(公)族の御成の節は、公式の場合は、前各項に準ずる。

#### 第五章 神社参拜

- 一、神社参拜に當つては、心身を清め、容儀・服裝を正しくし、崇敬の誠を致さなければならぬ。
- 二、神域では靜肅を旨とする。拜禮に先だつて、帽子・外套・襟巻等を脱ぎ、手を清める。但し雨雪の際は雨具を著用した儘でも差支ない。
- 三、改つた場合の参拜には修祓を受ける。
- 拜禮は、拜座(普通の場合は拜殿の階下)に進んで恭しく述べを行ふ。(拜禮参照)
- 四、帽子を持つた儘参拜する場合は、右手に庇を持つて内側を右股につけ、神前に進んで拜を行ふ。
- 玉串奉奠の場合は帽子を左脇に挾む。

五、闈體で参拜する場合は、一同神前に整列し、代表者一名正中の拜座に進んで拜禮を行ふ。(代

表者が玉串を奉奠する場合は、先づ奉奠して拜禮を行ふ

一同は代表者と共に自席で列拜を行ふ。

六、神社遙拜は、その方に向かつて式場をしつらへ（新薦をしき、案を立てる）、參拜の場合と同様に拜禮をする。團體で遙拜する場合は團體參拜の例による。

場合により、式場の設備を略することもある。

七、神社の前を過ぎるときには敬禮をする。

#### 【注意】

一、正式參拜には資格・服装に就いての規定がある。

二、忌中の者は參拜を遠慮する。

#### 第六章 祝 祭 日

一、祝祭日には、國旗を掲げ、宮城を遙拜し、祝賀・敬肅の誠を表する。

二、紀元節・天長節・明治節及び一月一日に於ける學校の儀式は次の順序・方式による。

天皇陛下・皇后陛下の御寫眞の覆を撤する。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に對し奉りて最敬禮を行ふ。

次に國歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

參列者は奉讀の始まると同時に、上體を前に傾けて拜聽し、奉讀の終つたとき、敬禮をして徐に元の姿勢に復する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

次に天皇陛下・皇后陛下の御寫眞に覆をする。

この際、一同上體を前に傾けて敬肅の意を表する。

三、天皇陛下・皇后陛下の御寫眞を拜戴してゐない學校に於ては、次の順序によつて儀式を行ふ。

宮城遙拜

次に國歌をうたふ。

次に學校長教育に關する勅語を奉讀する。

次に學校長訓話を行ふ。

次に當日の儀式用唱歌をうたふ。

四、儀式に參列する者は、服装を整へ、容儀を正しくし、真心を以て終始しなければならない。

五、式場に入る際は一禮する。舉式中は特別の場合の外、出入してはならない。

六、儀式の始と終には、一同敬禮をする。

【注意】

一、天皇陛下の御寫眞は式場の正面正中に奉掲する。

皇后陛下の御寫眞は、天皇陛下の御寫眞の左(拜して右)に奉掲する。

二、勅語謄本は箱より出し、小蓋又は臺に載せて式場の上座に置くを例とする。

三、勅語奉讀に當つては、奉讀者は特に容儀・服装に注意し、豫め手を清める。(フロックコート・モーニングコート及び和服の場合手袋は著用しない)謄本は丁寧慎重に取扱ひ、奉讀の前後に押戴く。

四、勅語奉答の歌をうたふ場合は、學校長訓話の前にする。

五、勅語奉讀・訓話等は、御寫眞を奉掲する場合は御前を避け、しからざる場合は正面の中央で行ふ。

六、皇后陛下御誕辰・皇太后陛下御誕辰を賀し奉る儀式を行ふ場合には、凡そ祝日に於ける儀式に準じて順序・方式を定める。

遙拜式・勅語奉讀式・入學式・卒業式又は記念式等學校に於ける諸儀式に就いても亦同じ。

七、學校以外の團體の行事は、適宜前各項に準じて行ふ。

## 第七章 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歳

一、軍旗・軍艦旗に對しては敬禮を行ふ。

二、國旗は常に尊重し、その取扱を鄭重にする。汚損したり、地に落したりしてはならない。

三、國旗は祝祭日その他公の意味ある場合にのみ掲揚し、私事には掲揚しない。

特別の場合の外、夜間は掲揚しない。

四、國旗はその尊嚴を保つに足るべき場所に、なるべく高く掲揚する。

門口には單旗を本體とし、右側(外から向かつて左)に掲揚する。

二旒を掲げる場合は、左右に竝立する。

室内では旗竿を用ひないで、上座の壁面に掲げてもよい。

五、外國の國旗と共に掲揚する場合は、我が國旗を右(外から見て左)とする。旗竿を交叉する場合は、我が國旗の旗竿を前にし、その本を左方(門外から見て右)とする。

二ヶ國以上の國旗と共に掲揚する場合は我が國旗を中心とする。

六、旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ、竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめる。

七、團體で國旗の掲揚を行ふ場合は、旗竿に面して整列し、國旗を掲揚し終るまで、これに注目して敬意を表する。國旗を下す場合もこれに準する。

八、弔意を表するために國旗を掲げる場合は、旗竿の上部に、旗布に接して黒色の布片を附ける。球はこれを黒布で蔽ふ。

又竿頭から凡そ旗竿の半ばに、若しくは凡そ旗布の縦幅だけ下げて弔意を表することもある。

九、國歌をうたふときは、姿勢を正し、真心から寶祚の無窮を壽ぎ奉る。

國歌を聽くときは、前と同様に謹嚴な態度をとる。

一〇、外國の國旗及び國歌に對しても敬意を表する。

一一、天皇陛下の萬歳を奉唱するには、その場合に於ける適當な人の發聲により、左の例に従つて三唱する。

天皇陛下萬歳　唱和(萬歳)　萬歳　唱和(萬歳)　萬歳　唱和(萬歳)

一二、萬歳奉唱に當つては、姿勢を正して脱帽し、兩手を高く擧げて、力強く發聲、唱和する。

最嚴肅なる場合は、全然手を擧げないこともある。

### 【注意】

- 一、國旗は他の旗と共に同じ旗竿には掲揚しない。
- 二、國旗を他の旗と並べて掲揚するときは、常に最上位に置く。
- 三、外國の元首又はその名代の奉迎等、若しくは特に外國に敬意を表すべき場合に限り、その國の國旗を右(外から見て左)とする。
- 四、行事のために國旗を掲揚した場合は、その行事が終れば下すがよい。
- 五、皇族・王(公)族の萬歳を唱へ奉る場合、若しくは大日本帝國萬歳を唱へるときは三唱とする。外國の元首若しくは國家に對する場合もこれに準する。
- その他はすべて一唱とする。但し幾回か繰返してもよい。
- 六、萬歳唱和後は、拍手・談笑等喧噪に涉ることのないやうにする。
- 七、萬歳唱和を以て祝はれた人は、謹んでこれを受ける。
- 八、萬國旗を裝飾に用ひてはならない。

## 家庭生活に關する禮法

三四

### 第八章 居 常

- 一、神明を敬ひ、祖先を崇び、朝夕必ず神棚・靈位等を拜する。
- 二、父母・長上を敬ひ、言語・動作を鄭重にする。  
兄弟その他の者に對しても、輕んじたり、高ぶつたりする態度があつてはならない。
- 三、起床・就寝の際には、父母・長上その他の人々に挨拶をする。
- 四、家の内外は、朝夕洒掃を忘らないやうにする。
- 五、常に髪・顔・手足等を清潔にし、食事の前などには手を洗ふ。
- 六、食事は時刻を一定し、なるべく一家打揃ひ團欒して行ふ。
- 七、衣服は正しく著用し、帽子は正しくかぶる。  
常に鼻紙・手巾の類を用意する。
- 八、男子學生・生徒の和服で外出するときには、制帽及び袴を著ける。

一九、どてら・湯上り衣・簡單衣等で外出してはならない。  
二〇、化粧は目にたない程にする。殊更につくり過ぎるのはよくない。人の目につく所で化粧をしたり、服装をなほしたりしてはいけない。

## 第九章 屋 内

- 一、室にはいるときは、襖・障子の外から一應断る。  
洋室ならばノックして許を得る。
- 二、襖・障子は跪坐して開閉する。
- 三、室にはいつたら敬禮する。長上に對しては、次の間又は敷居際で先づ敬禮する。
- 四、襖・障子をあけて室内にはいつた場合には、これを閉ぢた後に敬禮する。扉の場合も同様である。
- 五、室にはいつたときに、先客があれば敬禮する。その室に主人がゐれば、先づ主人に、次に先客に對して敬禮をする。
- 六、腰を掛けてゐるとき、長上が室にはいつて來た場合には、椅子から起つ。
- 七、座席に就いては主人の勧に従ふ。遠慮に過ぎるのは、却つて禮でない。
- 八、床のある方を上座とする。床のない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。  
洋室では壁爐のある方を上座とする。ない場合は入口より遠い方又は正面を上座とする。
- 九、物を跨いだり、踏んだりしてはいけない。敷居や疊の縁は踏まないやうにする。
- 一〇、人の前は通らないやうにして後方を廻る。已むを得ないときは許を得て通る。
- 一一、長上の前では、座蒲團(じとう)を敷かない。敷くには許を得てからにする。椅子も許を得てから掛ける。長上より先には掛けない。
- 一二、洋服著用の場合は、許を得て樂に坐ることもある。
- 一三、挨拶をするときは座蒲團をはづす。此のときは下座におりる。
- 一四、坐つた人に對しては、必ず坐つて應對・授受する。答禮の場合もこれに準ずる。
- 一五、女子が一人でゐる室には、男子は、近親の者以外は、はいつてはならない。用事は室外で辨する。已むを得ず室にはいる場合には、扉・襖を閉ぢない。  
女子の男子に對する場合もこれと同様である。
- 一六、履物は常に清潔に保ち、靴はよく磨く。履物は丁寧に拭ひ、屋内を汚さないやうにする。

脱ぐときは揃へておく。

一七、廊下は静かに歩き、必要以外には走つてはならない。高聲の談話は慎む。

一八、長上に行逢つたときは、場合に應じて、敬禮又は會釋をする。

一九、狭い廊下などで長上に行逢つたときは、左側によけてとどまり、會釋して通過を待つ。階段では、二三段の處ならば、引返して長上の通過を待ち、その他の場合は左側によけてとどまる。

二〇、濫りに長上を追越してはいけない。必要のときは挨拶をして通る。

## 第十章 服 裝

一、服装は簡素・清潔・端正を旨とする。

二、公私儀式の場合の服装は服制による。

服制によらない制服、業務による服装も禮服として用ひる場合がある。

三、喪服及び喪章は制規、慣習に従つて著用する。喪服には喪章を用ひない。

四、男子の服装については左の點に注意する。

1 國民服は從來背廣服その他の平常服を著用した場合に著用するのを例とする。

國民服禮裝は國民服を著用し、國民服儀禮章を佩びる。

國民服禮裝は、從來燕尾服・フロックコート・モーニングコートその他これに相當する禮服を著用した場合に著用するのを例とする。

2 フロックコート、モーニングコートには折返しのズボンは用ひない。ソフトカラー、白手袋・赤革の靴・帶革も用ひない。

3 フロックコート、モーニングコートのネクタイは蝶形を用ひてはいけない。色物結下げとする。喪服の場合の外黒ネクタイは用ひない。

4 長上に對しては固より、改つた場合の訪問、接客には袴をつけるがよい。

5 暑中でも肌著を用ひず、又は素足の儘で人を訪問したり、長上の客に接したくしない。

五、女子の服装については左の點に注意する。

1 高貴の前又は儀式の場合には、羽織は用ひない。紋附の羽織でも著るのは禮でない。

2 薄物を著るときは、殊に襦袢・肌著等に注意しなくてはならない。

3 しごきや細幅帶等の儘で人の前に出てはならない。

4 洋装の場合、外出には晝は帽子を用ひる。帽子は禮服及び訪問著の場合の外、男子の例による。

5 學校の制帽並にこれに準ずるもの及び外套の著脱は、男子の例による。

6 下著は常に完全にする。輕装の場合特に注意を要する。

7 改つた場合にはスエーラーの類は用ひない。

## 第十一章 食事

一、食事には容儀を整へ姿勢を正しくする。

二、食事の前には手を清める。

三、食事は凡そ左の順序・方法による。

1 禮する。

2 飯碗の蓋をとる。蓋は左手で取り、上向にして左側に置く。

3 汁椀の蓋は、右手で取り、上向にして右側に置く。

4 飯の給仕を受けるには、飯碗を両手で出し、通ひ盆の上に置く。

時によつては片手でもよい。

5 飯碗を受取つたら、一旦膳の上に置く。

6 右手で箸を執り、左手を添へ、揃へて持つ。

7 飯碗を取上げ、一口二口たべる。

8 汁を一口吸ひ、實をたべる。

9 次に飯をたべ、汁又は右の方の菜に移る。あとは香の物以外は、適宜に何をたべてもよい。  
但し、菜から菜に渡つてはならない。必ず飯をたべてから、次の菜に移る。  
10 飯の替りのときには、飯碗の中に飯を一口程残す。箸は膳の縁に掛けて置く。

11 飯・汁の再進をうけたときは、一旦膳の上に置いてから、取上げてたべる。

12 飯の終つたときは、飯碗の中に飯が一粒も残らないやうにし、湯茶をうける。香の物は此の時たべる。此の際、なまぐさはたべない。

13 箸はちよつと飯碗の湯茶に入れて清めておく。

14 湯茶を飲むには左手で飯碗を取上げ、右手を添へて飲む。

15 終つて蓋をする。箸は膳の縁にかゝらないやうに置く。

## 【注意】

- 一、箸は長上が執つた後に執る。
- 二、箸や椀はその持ち方を正しくする。
- 三、右側のものは、右手で取上げ、左の手に移してたべる。左側のものは、左手で取上げる。
- 四、頸を曲げたり、こゞみかゝつたりしてたべない。
- 五、汁椀を置いた儘、汁の實をたべてはいけない。
- 六、すべて音をたてないやうに、静かにたべる。
- 七、飯は、湯・茶漬の外は、搔込んでたべてはいけない。
- 八、食物を口にしながら談話をしてはならない。
- 九、食器の位置を亂したり、箸・膳等を汚したりしないやうにする。

一〇、食卓以外、人の前で楊枝を用ひることは遠慮するがよい。楊枝を口にしながら歩くのはいけない。

## 一一、給仕には次の事を心得る。

- 1 給仕をするには、先づ容儀を整へ、手を清める。
- 2 飯は、一杓子だけで盛らないやうにする。
- 3 楠・膳・盆等の進撤には、縁に拇指がかゝらないやうにする。

- 4 食物を運ぶときは、息のかゝらない程度に保ら、膳の上を見越さないやうにする。
- 5 給仕中は姿勢を正し、盆は膝前に置く。殊更に髪や衣類等に手を觸れてはいけない。
- 6 給仕中は、必要以外には口を利かない。
- 7 卓子の場合は、洋風を適當に斟酌する。

## 第十二章 訪問

- 一、面會を要する訪問には、豫め先方の都合を問合はせ、指定の時刻は正確に守らなければならぬ。
- 二、面識のない人には、知人の紹介を得て訪問する。已むを得ない場合には、手紙・電話などで先方の諒解を得てから訪問する。
- 三、訪問には濫りに入を同伴してはいけない。入を伴ふ場合には豫め諒解を得るがよい。
- 四、訪問は、急用或は約束・指定の場合の外、早朝・夜分・食事時などを避ける。祝祭日・日曜日等の訪問は遠慮すべきである。
- 五、訪問したときは、取次に名刺を出し、又は氏名を明確に告げ、簡明に來意を述べる。

名刺は殊更小形のもの、又は金縁・模様入の類は避ける。

六、普通の訪問には手土産を持つて行かない。

手土産は、先方の迷惑になることが多いから、注意しなければならない。

七、挨拶はなるべく簡単にし、速にその用向を述べる。長居は失禮である。

八、濫りに家具・調度に手を觸れたり、批評をしたりしてはならない。

### 第十三章 應接・接待

- 一、應接・接待は容儀・服裝を整へてする。
- 二、來客には速に面會する。長く待たせるのは失禮である。
- 三、面會の出來ない場合、又は已むを得ず待たせなければならぬやうな場合には、ねんごろに事情を述べて謝する。
- 四、先方の談話は傾聽してその意を盡くさしめ、自分だけ話し續けないやうにする。
- 五、談話は、順序よく、簡明に要領を述べる。音聲を適度にし、早口・冗辯などを慎む。
- 六、談話は話題に注意し、その場合に應するやうにする。

- 七、應接中はなるべく脇見・書見・中座などをしない。又已むを得ず中座するときは斷つて起つ。
- 八、他人の話に差出口をしたり、又話の腰を折つたりしてはいけない。
- 九、特に招待した場合の外は、茶若しくは茶に菓子を添へて進める程度でよい。
- 一〇、客が辭去するときは、座に長上のある場合の外は、玄關まで見送る。
- 一一、客が辭去するのを強ひて引止めるのはよくない。

#### 【注意】

- 一、人と應接中は不快・倦怠の様子を見せてはいけない。  
應接中に懐手をしたり、手をポケットに入れてゐたりしてはいけない。
- 二、長上の來訪を受けたときは、なるべく玄關に出迎へる。
- 三、客が玄關を去ると、すぐに戸や扉を閉ぢたり、談笑したりしてはいけない。

### 第十四章 通 信

- 一、慶弔その他改つた場合の手紙は、白封筒・白巻紙を用ひ、墨書とする。  
悔狀は薄墨で書くのを例とする。

二、手紙は左の方式によつて認める。

1 卷紙は、表裏に注意し、書き始めの前に縦目のないやうに、又縦目に文字のかゝらないやうにする。

2 卷紙は、書き始めを多く、書き終りを少しあける。又天地も適當にあける。

3 敬稱・官職・氏名の類はもとより、熟語等もなるべく一行に跨がらないやうに書く。

4 尊稱は行の下部に、自稱は行の上部にならないやうに書く。

5 「御」「奉」は行の最後に、「候」「ます」「ました」の類は行の最初にならないやうにする。

6 日附は本文より一二字下げる。長上の宛名は日附よりも高目に書く。

7 長上に對しては、自分の氏名を略さずに書く。氏のみを書くのはよくない。

8 差出人が連名の場合には、普通地位の低い者から書く。宛名に近い方が上位である。

9 宛名は、連名の場合には、地位の高い者から書く。

10 卷紙は、表を中にし、宛名が折目にかゝらないやうにして、終りから巻く。

11 便箋の場合も卷紙に準する。但し宛名は最初に書いててもよい。

三、封筒・卷紙・便箋等は選定に注意し、色彩や模様のあるものは濫りに用ひない。

四、封筒は、形や大きさに注意し、發信者・受信者双方の住所・氏名を明瞭に書く。

五、角封筒を縦に用ひるときは、逆封にならないやうにする。(裏から見て糊づけを右前にする)

六、返信を乞ふときは、相手と場合によつては、返信用の切手・葉書等を添へてもよい。

七、電文は、簡明を旨とし、失禮にならない程度に於て敬語を省いてよい。

八、電話では、最初に自分の氏名を述べるがよい。

九、長上と通話する場合には、自分が先に電話口に出る。已むを得ない場合の外は、長上を電話口に呼出してはならない。

一〇、電話は冗長を避け、相手と面談する心持で、禮を失はないやうにする。

一一、特別の場合の外、深夜には電話をかけない。電報・速達郵便に就いても同様の注意を要する。

## 第十五章 紹介

一、人を紹介するには、始めにその氏名を告げ、次に必要により職業や自分との關係等を述べる。紹介は先づ地位の下の者を上の者に引合はせる。

二、書狀による紹介には、被紹介者の氏名及び用向を認める。必要により、職業・経歴・自分との關係等を書き添へる。

三、紹介状は開封の儘渡すか、或は一應被紹介者に示した後に、封をして渡す。長上に對しては、紹介の旨を通じておくのが禮である。

四、被紹介者は、紹介者に對してその結果を報告するのが禮である。

五、紹介状の代りに名刺を用ひるのは略式である。

【注意】

- 一、西洋では、先づ婦人に對して紹介するのを例とする。
- 二、濫りに人を紹介してはいけない。

## 第十六章 慶弔

一、祝賀・弔慰には、なるべく自ら訪問する。已むを得ないときは、代理或は書狀等を以てする。これに對しては必ず答禮する。

二、祝賀・弔慰には、場合に應じて相當の服装をする。必ずしも禮服・喪服を用ひるには及ばない。

い。

三、結婚・縁組等は、その形式や方法は如何様であつても、儀式萬端嚴肅を旨としなければならない。

四、結納・支度・披露は、虚飾贅澤にならないやうにする。

五、祝賀・弔慰の贈物は、親疎縁故等によつて勘考し、誠意を表すのを旨とする。過ぎたのは禮でない。

六、葬儀・祭典・法要等は手厚く執り行はなければならないが、虛禮に陥らないやうにする。

七、供物をする場合は、神道・佛教・基督教等の儀式によつて注意し、榦・櫻・花・供物・料等を贈る。

八、贈物・供物等に對しては鄭重に謝意を表する。返禮の品を贈る場合には重さに過ぎないやうにする。

九、弔問の答禮は忌明の後とする。

一〇、出産・賀壽・その他の祝賀及び病氣・災害等の見舞に就いては、場合に應じ、概ね本章の趣旨に準じて行ふ。

## 【注意】

- 一、弔慰の際の訪問には、特に容儀・服装を質素にする。
- 二、贈物・供物等は濫りになすべきものではない。却つて迷惑をかける場合がある。
- 三、葬儀・告別式・祭典・法要等では、先づ靈前に拜禮をした後に齋主・導師・喪主等に禮をする。
- 四、葬儀・弔問の歸途等には、祝賀の訪問は勿論、なるべく一般の訪問も避ける。
- 五、慶弔の儀式に於ける席次は、親等の順位に従つて定め、他人に及ぶ。饗宴の場合は概ね他人を先とする。
- 六、凶事の通知は、親疎縁故を勘考し、濫りにしないやうにする。

## 第十七章 招待

- 一、招待は質素にして、よく誠意を披瀝し得るのを旨とする。
- 二、招待には、豫め口頭又は書狀を以て、その事由・日時・場所を通ずる。招待状は、遅くも凡そ一週間前までには發送する。
- 三、招待には、必要あらば正客・相客の氏名を通じ、又服装に就いても知らせる。
- 四、忌中の人に對しては、場合により招待を遠慮する。

- 忌中の者は、招待を受けてもなるべく遠慮するがよい。
- 五、招待を受けたときは、直ちに出缺席を明らかにする。
- 出席の旨を答へた後、已むを得ない故障の生じたときは、速にその旨を通じて謝する。
- 六、服装は招待の趣旨に適するやう注意する。
- 服装は土地の情況、地方の風習、職務の別等によつて斟酌してよいが、如何なる場合にも清楚を旨とすべきである。
- 七、到着は指定の時刻の前十分以内がよい。
- 八、座席は主人の勧に従ふ。固辭するのは禮でない。
- 九、退出は、正客の場合は、頃合を見て先づ主人・主婦に挨拶して退出し、その他の場合は、正客の退出を待つ。已むを得ないときは目に立たないやうにして退出する。
- 一〇、應招後はなるべく早く禮に行くか、又は直ちに禮状を出す。

## 社會生活に關する禮法

### 第十八章 近隣

- 一、近隣は國民組織の本となるものであるから、常に親和協力し、進んで公共の務を全うしなければならない。
  - 二、近隣は、互に日常の挨拶を缺かないやうにすることは勿論、事のあつた際には、訪問して慶弔・慰問の意を表し、場合によつては進んで手助けをする。
  - 三、轉居の場合には、訪問して挨拶をする。挨拶を受けたら答禮をする。
  - 四、近隣は互に注意して道路・下水等を清潔にし、公共のものは特に丁寧に取扱ふ。
  - 五、近隣は互に迷惑をかけないやうに心掛け、ラヂオ・蓄音機のやうなものでも、他の妨にならないやうにする。近隣に病人のある場合などは、特にこの心づかひを要する。
  - 六、近隣打寄つて互に人の噂をし合つたり、徒らに雑談に耽つたりしてはいけない。
- 近隣の集會は時間の浪費に陥らないやう特に注意する。

### 第十九章 公衆の場所

- 一、すべて多數集合の場所に在つては、つゝしみの心を失はず、秩序を重んじ、輕々しい行動をしない。
- 二、室にはいるときは必ず帽子をとる。室内では特別の場合の外、外套・コートの類を著用しない。
- 三、高聲の談話、放歌その他、人に迷惑になる振舞は慎む。
- 四、濫りに遠方から人を呼びかけ、又は人を注視したり、指さしをしたり、振返つて見たりしてはいけない。
- 五、人が失策や過失をしたとき、笑つたり、嘲つたり、咎めだてをしたりしない。なるべく見て見ぬ振りをする。
- 六、隙見・盜視・立聞等はもとより、濫りに耳語をしてはいけない。
- 七、關係のない人の方を、特に見ながら話をしてはいけない。
- 八、講演會・演説會等では中途で立つたり、談笑したりして、人の妨をしてはならない。劇場・

映畫館等に於ても同様の心掛を要する。

九、音樂會、觀劇等の場合には、幕台以外はなるべく座席の出入を遠慮する。

一〇、病院では、出来るだけ静かにして、人に迷惑を及ぼさないやうにする。廊下の歩き方、戸の開閉等にも細かな心づかひを必要とする。他人の病室をのぞきこむのは失禮である。

學校・工場等の見學の場合にも同様の注意を要する。

一一、團體が公衆の場所に出入するときは、指揮者の命に従ひ、よく統制を保つことは勿論、一般の人の迷惑にならぬやうに行動する。

## 第二十章 公 共 物

- 一、すべて公共物はこれを愛重し、公衆の福利を全からしめるやうにする。
- 二、博物館・美術館・陳列館等では、夫々の規定に従ひ、靜肅且つ眞面目に觀覽する。館内では特に言動を慎み、輕忽な行のないやうにする。
- 三、圖書館では、閲覽に關する規定・掲示に注意し、すべて掛員の指示に従ふ。
- 四、圖書館の書籍は大切に取扱ひ、汚損・紛失等のないやうにする。辭書・新聞の如く貸出手續

によらないものは、閲覽後必ず元の位置に整頓しておく。

館内では音讀・談話を慎み、高い足音や物音をたてないやうにする。又濫りに閲覽の席を變更しない。

五、公衆電話は、電話機・加入者名簿等の取扱を丁寧にし、用向を簡単に通話する。他人の通話を立聞したり、使用の妨になるやうなことをしてはならない。

## 第二十一章 道 路・公 園

- 一、道路は歩道の左側を通行し、信号を嚴守して一定の横断路を横切る等、すべて交通に關する規則に従ひ、安全に敏速に且つ靜肅に行動するのを旨とする。
- 二、道路は常に清潔を保つと共に、街路樹や草花を愛護して、その品位と美觀とを保つやうにする。
- 三、道路では特別の場合の外走らない。又放歌・口笛・高聲の談話等を慎む。
- 四、痰唾を吐き、紙屑等を棄てゝはならない。

四、懷手をしたり、ポケットに手を入れたりして歩いてはいけない。

五、道路その他多數の人の集つてゐる處で、長々しい挨拶や用談などをして、人の妨になるやうなことをしてはならない。

六、人と同行するときは、足並を揃へる。多人數横に並んで歩くのはよくない。この場合には適宜縦列を作る。

行列を横切ることはよくない。

七、長上と同行する場合はその後又は左側に隨る。路上では、危険を考慮して車道の側に立つ。

八、長上と同行の場合、その長上に對して敬禮をする人があつても、敬禮をしない。先方が長上と同輩又は長上より地位の高い人の場合には敬禮をする。

九、長上と同行の場合、知人などに行逢つても、挨拶を交す程度にとどめ、濫りに談話をしない。

一〇、長上に行逢つたときは、數歩手前で立止つて敬禮をする。襟巻・外套・コート等は脱ぐに及ばない。

一一、葬列に逢つたときは、柩に對して弔意を表する。

護國の英靈に對しては、敬禮をする。

一二、人とすれ違つたとき、振返つて見るのは禮でない。

一三、道を聞いたり物を尋ねたりするときは、言語・態度を懇懃にし、教へるときは出来るだけ親切にする。

一四、公園・遊園地等では、よくその規則を守り、禁止區域に出入したり、危険な遊をしたりしない。

一五、濫りに草木などに手を觸れないことは勿論、紙屑・たべ殻の類は必ず屑箱に入れ、公園の風致を害さないやうにする。

一六、備附のベンチや運動具等は獨占してはならない。

## 第二十二章 交通・旅行

一、乗車券・乗船券を求めるには、先を争つてはいけない。多人數のときは列を作る。入場するとき、乗降するときも同様である。

車内で求めるものは、乗車後なるべく早く求め、乗越・経路変更等の場合にも出来るだけ早く申し出る。

二、乗降は順序正しく敏活にする。人を押したり、押しのけたりしてはならない。

三、座席は濫りに廣くとらない。又荷物は網棚の上又は腰掛の下に置き、座席や通路を塞がない

やうにする。餘り大きなものや、人に不快を感じしめるやうなものは持込まないがよい。

四、自動車に乗降する場合は、乗るときは長上を先にし、降りるときは目下の者が先に降りる。

一般に右側を上座とする。

五、電車・バス等では、長上・老弱には席を譲るべきである。傷病軍人には必ず席を譲る。

席を譲られたときは挨拶をする。

六、船車内では、服裝・態度に注意する。車内では脚を組むのも、前に長く伸ばすのも共によくない。

七、船車内では、特に飲食に注意し、見苦しくないやうにする。又船車内を汚さないやうにする。

八、窓の開閉は、周圍の人の同意を得てする。扉の開閉は静かにする。

九、喫煙・放談等により他人に迷惑をかけないやうにする。深夜の船車内、特に寢臺車内に於てはこの注意が大切である。

一〇、旅館では、すべて同宿者に迷惑をかけないやうに心掛ける。夜遅くまで放歌・談笑等をしてはならない。

て、他の安眠を妨げるやうなことをしてはならない。

一一、ホテル・汽船等で室を空けるときは必ず鍵をかける。在室のときも、入口をあけ放しにしておいてはいけない。

一二、他人の居室をのぞいたり、又許を得ないで他の室に入出したりしてはならない。

一三、室を出るときは、服裝その他見苦しくないやうにする。

ホテル・汽船等では、シリッパーは、浴室に行く場合の外、室外では用ひない。和服では必ず足袋に草履を用ひる。

一四、ホテル・汽車・汽船等の食堂に出るときは、必ず服裝を整へる。列車内食堂では長居はない。列車の洗面所の水は大切にする。

一五、入浴の際は、流し場・浴槽等を汚さないやうにする。又湯水を無駄にしてはならない。西洋風呂では、浴槽の外に水をこぼしてはいけない。直ちにはいつて浴槽中で洗ひ、出るときは栓を抜いて水を流す。

一六、團體の旅行には指揮者の命に従ひ、決して氣儘な行動をしない。

一七、團體の旅行には特に一般の人の迷惑にならないやうに心掛け、荷物の整頓、座席の後片付

等にも注意する。

六〇

### 第二十三章 集會・會議

- 一、すべて集會は圓滿にその目的を達するやうに、互に禮儀を守り、謙讓を旨とする。自分勝手の言動をしてはならない。
- 二、主催者は、期日前適當な期間をおいて、要項を關係者に通知する。
- 三、主催者は、周到に準備を整へ、參會者に満足を與へるやうに努める。
- 四、集會の通知を受けたときは、必要により速に出席の有無を答へる。
- 五、出席の回答をした後で、已むを得ず出席の出來ないときは、速にその旨を通知して違約を謝する。缺席のため他人に物質上の迷惑までかけてはならない。
- 六、參會者は、定刻十分前までには會場に到着して開會を待つ。
- 七、參會者は、諸事係員の指圖に従ひ、又掲示に注意する。
- 八、出入には秩序を重んじ、先を争つたり、遠慮に過ぎたりしないで、静かに且つ機敏に行動する。老人・子供には先を譲る。
- 九、會場では濫りに廣い場所をとつたり、座席を争つたりしてはいけない。  
著席・離席の際は隣席の人には會釋をする。
- 一〇、開會に際しては、集會の趣旨に従ひ、嚴肅な行事を加へることもある。會議に於ても同様である。
- 一一、集會の席では耳語したり、高聲で談話したり、又野鄙な言動をしたりして、他人に不快な感を與へないやうにする。
- 一二、集會の性質によつては、幼兒を伴なはないがよい。
- 一三、集會中は、極めて靜肅にし、なるべく退出しない。已むを得ず中座する場合は、目立たないやうに退出する。
- 一四、閉會しない中に會場から出るのは失禮である。
- 一五、會議に於ては、すべて議事規則・慣例等に従ひ、互に禮儀を守り、圓滿に議事の進行を圖るやうにする。
- 一六、議長は特に公正を旨とし、出席者に不満の感を與へないやうにする。
- 一七、發言はすべて議長の許可を得てからする。

一八、意見の発表は用語・順序等に注意し、要點を簡明・的確に述べるがよい。

一九、他人の發言中は静かに傾聽し、妨害になるやうな言動を慎む。

二〇、會議は故なく缺席してはならない。又會議中、濫りに議席を離れるのはよくない。

## 第二十四章　會　食

一、會食は社交を主とするものであるから、その趣旨に副ふやうに、なるべく廣く談話を行へる。殊更懇意の人とだけ集つたりしてはならない。

二、主人側は、なるべく來會者一同に接して、すべての人に満足を與へるやうにする。

三、主人側は、隣り合せの客同志が未知なときは、食卓に導く前に紹介しておく。

四、食卓では前又は隣席の人と静かに談話する。大聲を出し又は咲笑してはならない。又話題に注意する。

### 第一節　席　次

一、席次は凡そ次のやうに定める。

棚	違	間	の	床
②		①		
④			③	
○主人				

棚	違	間	の	床
④	②	①	③	
⑥	⑤	○主人	⑤	
○主人				

二、主人の席は末座に設ける。(但し洋式では首座とし、男女交互に席を配する)

三、座敷では、夫婦並んで坐る。(洋式では向かひ合つて席をとる)



結婚披露の食卓では、夫婦客の席は並べても向かひ合にしてもよい。

四、多人數のときは、席次表を備へ、座席には名札を置く。

五、主人は、客が著席し終らないうちは著席しない。

## 第二節 和食の場合

- 一、膳が全部出揃つたときに、主人は挨拶をし、これに對して、正客が答禮を述べる。
- 二、主人の勧によつて、正客から蓋を取り、箸を執る。

### 【注意】

- 一、料理は、なるべく自分の家で作つたものを進めるがよい。
- 二、料理の品數や分量は、その席でたべられるのを程度とする。たべ残りの料理を持歸らせるのは禮でない。
- 三、食後は器中の見苦しくないやうにする。但し、食器をすゝいだり、懷紙で拭いたりしないでもよい。
- 四、盃の獻酬は廢止するがよい。
- 五、飲食には適宜速さを加減して、周囲の人と調子を合はせるやうにする。
- 六、給仕には次の事を心得る。

- 1 膳を進めるには正客から始める。
- 2 膳を進めるには、客の前適當の處で跪き、稍々進んで膳を置き、兩手で少し押進める。

## 第三節 洋食の場合

- 3 最初に一禮し、進膳その他には、一々禮をするに及ばない。
- 4 酒食を強ひるのはよくない。
- 5 給仕中は、必要以外には口を利かない。主客間の談話には無関心であるのがよい。  
但し接待の必要によつては、つゝましく應答する。

- 一、食卓に著くには、椅子の左側から掛ける。椅子は十分に前に引いて、腰を深く掛ける。
- 二、スープは、皿のときは、スプーンの向縁で掬ひ、先より三分の一位の所で靜かに飲む。カツブのときは、右手に把手を執つて飲む。皿を傾けるには、左手で手前縁を持ち、向かふに傾ける。
- 三、パンは、指で割つてたべる。バタは、バタナイフ又は普通のナイフを用ひてパンにつける。
- 四、魚には、特に魚用のナイフ・フォークを用ひることがある。
- 五、食事の途中で手をあけるとき、飲物を飲み、又はパンをたべるときには、ナイフ・フォークは皿の上に交叉させるか、又は八字形に皿の縁に掛けておく。フォークは伏せ、ナイナは刃を

内側に向ける。

たべ終つたときは、皿の上に、右斜に揃へて置く。フォークは仰向にする。

六、客が多數のときは、全部の人に料理が運ばれないでも、給仕人が自分の側を離したら、たべ始めてよい。

七、飲物は飲まないときには、注ぐのを断る。

八、食事は、速過ぎたり遅過ぎたりしないで、周囲の人と調子を合はせるがよい。

九、挨拶はデザートコースに入る前にするのが通例である。

一〇、乾杯の場合は、乾杯する人も、受ける人も共に起立する。

一一、フインガーボールは、敷物ごと皿の外に置く。フインガーボールの水は、指頭を清める位に用ひる。

一二、卓上の菓子・果物は、給仕の進めるのを待つて皿の上に取る。

一三、ナップキンは、立つときに軽くまとめて卓上におく。元のやうにたもんではいけない。

一四、メニューは持つて歸るがよい。

【注意】

一、スープを飲むにも、物をたべるにも、静かに、音の立たないやうにする。

二、持廻りで進められたときは、たべないもの、好みないものは断ればよい。断るには、黙つて軽く会圖をする(手を振つてはいけない)。取つたものを残すのはよくないから、適量に取る。

三、ナップキンは、盛つて進められたものは、残してもよい。

三、ナップキンは、最初の料理の出る頃にひろげる。口邊・指頭を拭ふ程度に用ひる。

四、パンは、最初からたべないで、スープが出てからにする。デザートコースにはいつてはたべない。

五、食卓に肱をついてはいけない。手首だけ軽く掛けるのは差支ない。

六、皿の上にこぢみかゝつてたべるのは醜い。上體を稍々前方に傾ける。

七、ナイフ・フォークを用ひるには、肱を張らず、軽く脇につける。肱が卓につかないやうにする。

八、ナイフで食物を口に運んではいけない。ナイフの必要のない場合には、右手にフォークを持つてたべる。

九、ナイフ・フォーク其の他を誤り用ひたときは、途中で氣付いても、その儘にすませた方がよい。

一〇、人の前に手をのばして物を取つてはいけない。給仕なり隣人なりを煩すがよい。

一一、飲物を飲むときは、先づナップキンで唇を拭ふ。

一二、飲物をこぼしたり、物を落したり、その他過をして狼狽せず、目立たないやうに給仕を呼ぶがよい。

一三、食事中に煙草をのむのは禮でない。

一四、濫りに周圍を見廻してはならない。

一五、給仕には次の事を心得る。

- 1 紹介は、進めるにも、撇くにも、客の後方左側よりする。飲物を注ぐときは、後方右側よりする。
- 2 紹介の際は、客に觸れないやうに、又體を屈しないやうにする。
- 3 持ち廻りで進めるときは、なるべく客の取りよいやうに、皿の近くに出す。
- 4 食卓の上にも、客にも心を配り、目を離さないやうにする。然し注視してゐてはいけない。
- 5 客の話や動作を笑つてはいけない。
- 6 客に向かつては、必要以外は決して口を利かない。
- 7 婦人・老人が著席するときには、椅子を後より押し、立つときには之を引く。
- 8 食器は、幾つも一緒に持つてよい。

#### 第四節 支那食の場合

一、支那茶は、蓋附の茶碗ならば、蓋を少し向かふにすらして飲む。（蓋は取らない）

- 二、飲物・料理等は主人の勧を待つて手をつける。料理は主賓が取つた後に他の客も順に取る。
- 三、料理は、一つの容器から、各自の箸・匙で取つてたべるか、各自の前に在る取皿に取分けてたべる。
- 四、一つの料理を幾度取つてもよいが、好むものばかりたべるのはよくない。
- 五、料理は、菜單（獻立表）を見て量を加減し、後に出来られるものにも箸がつけられるやうにする。
- 六、挨拶は、正菜中の最も重い料理、即ち燕窩又は魚翅等の出たときにするのが通例である。
- 七、乾杯は、主人の挨拶が済んだ後に、主人から請ふのを例とする。
- 主人が著席の儘ならば、客も席を起たないでよい。（乾杯は、満洲・支那では酒を飲み乾し、杯を傾けて示し、乾杯したことを明らかにして卓上に置くのを例とする）

#### 第五節 茶菓の場合

- 一、茶は、茶托又は茶臺に載せ、兩手で持ち、客の前に進める。
- 二、右手で茶碗を持ち、左手を糸底に添へて静かに飲む。

三、蒸菓子は箸で取る。皿のあるときはその上に、皿のない場合には懷紙の上に取る。楊枝又は小フォークで適當に切つてたべる。干菓子の類は、箸又は手で取り、両手で適當に割つてたべる。

四、卓上で紅茶・コーヒーを進める場合には、盆に載せて左手に持ち、右手で進める。

五、紅茶・コーヒーは、右手に匙を持つて攪拌し、匙を受皿の向側に置き、把手を持つて静かに飲む。

卓子以外に於て進められた場合は、受皿を左手で持つ。

六、菓子皿には、ティーナップキン(又は紙ナップキン)及びフォークを添へておく。

七、洋菓子は、添へられたフォークか匙で皿の上に取る。小さいものや乾いたものは手で取つてよい。

八、サンドウキツチは、手で取つて片手でたべる。手でちぎつてたべてはいけない。

九、疊の上では、菓子皿その他を盆に載せた儘進め、卓上では、多くは盆に載せないでぢかに置く。

一〇、園遊會等では、席を争つたり、又は長く獨占したりしてはいけない。

一一、園遊會等の際、用意の卓子等から、茶菓その他のものを、各自の嗜好に應じて適宜に取分

けて來る場合には、先を争はないやうにする。

飲食物は、すべてその場で軽くたべるだけを取り、多きに過ぎないやうにする。

一二、退出は、主賓のある場合はその退出後、その他の場合は適當の頃に任意に退出してよい。餘り長居をするのはよくない。

一三、客が多數の場合には、主人側に挨拶をしないで退出してもよい。

## 第二十五章 競 技

一、競技會に於ける開會・閉會の行事は、特に嚴肅を旨とする。式は競技者・役員等直接競技に關係のある者全部によつて莊重に行ふ。觀覽者を始め場内に在る者もすべて關係者と同様にこれを行ふ。

二、競技場に在る者は、規律を重んじ、秩序を尚び、野鄙な容儀・服裝や粗暴な言語・動作を慎んで、競技場の明朗嚴肅な雰圍氣を亂さないやうにする。

三、競技は、特に態度に留意し、競技の規則を嚴守して、公明正大に行ふ。

四、すべて競技は全力を盡くして行ひ、中途で氣を挫いて勝負を投げたり止めたりしてはならな

い。又觀衆の歡心を買ふやうなことをするのは卑しい。

五、競技中の合圖・掛聲・激勵等は、必要の限度にとどめ、粗野に涉らず、人をいらだたせることがないやうにする。對手の失敗を喜ぶが如き言語・態度は嚴に戒むべきである。

六、競技者は、競技の合間や休憩時に於ても、容儀を整したり、氣のゆるんだやうな態度をしてはならない。

七、競技場は常に清美を保ち、必要でないものは場内に留めておかないとよい。又用具の類は粗略に取扱はず、その始末に注意する。

八、審判員その他の役員は、特に容儀・服装に注意すると共に、輕々しい言動のないやうにする。又直接關係のない競技の行はれる際には、競技場に出ない。

九、競技を觀覽する者は、競技の妨となるやうなことはもとより、人に不快を與へるやうな言動を慎む。

一〇、應援は、眞面目で、野鄙に陥らず、競技者の精神を亂したり、失敗を喜ぶやうなことはしない。

應援團は指揮者の統制に服し、秩序正しく氣品ある行動をとる。

一一、競技者は、競技の開始に先だつて、對手方に對して敬禮をする。競技の終了したときも亦同じ。

一二、賞狀・賞牌・優勝旗等を授與されるときは、參列者一同敬意を表する。時に榮譽を祝つて拍手を送ることもある。

優勝旗は、右手で竿の中央を下から持ち、左手は上から竿の下部にかけ、旗の頭を右にして稍く斜に持つて受取る。渡すものは、この形に受取れるやうにして渡す。

【注意】

一、競技に於ける心得は、練習のときも同様に守らなければならぬ。

二、觀覽者は競技場の規則によく注意する。

三、觀覽者は席を汚さないやうに注意し、席を去るときはあとを片付けておく。

第二十六章 雜

一、戦歿軍人・傷痍軍人並にその遺族・家族に對しては、常に感謝の念を失はず、奉仕の誠意を表すべきである。

二、外國人に接するには、常に日本國民たるの矜持を保ち、徒らに尊大に陥つたり、卑下したりしてはならない。

三、外國に在つては、その國の儀禮・習慣を心得、出来るだけこれに従ふやうにする。

四、特別の必要もないのに、濫りに手紙を出し、又はサインを求めなどして、品位を損じたり、迷惑をかけたりしてはならない。

五、男女の間では、互に人格を尊び、品位を重んじ、左の諸點に注意する。

- 1 なれなれしい言語・動作を避ける。
- 2 文通にはなるべく葉書を用ひる。又その用語に氣をつける。
- 3 特に話題に氣をつける。
- 4 監督者なくして散步・遠足などをすることは避ける。

六、業者と顧客・利用者との間は、互に言語・態度に注意しなければならない。官署・銀行・會社・病院などの受附・窓口に於ても同様である。

〔終〕

會員番號 125503



昭和十六年九月一日印刷  
昭和十六年九月五日發行

禮法要項

定價二十錢

編輯者

全國農業學校長協會

代表者

高築勇

發行者

東京市神田區錦町一丁目三番地

代

周防時雄

印刷者

東京市牛込區改代町二十四番地

理

想社印刷所

印

刷所

配給元

東京市神田區錦町一丁目三番地

日本出版配給株式會社

發行所 農業圖書刊行會

畜  
山一  
崎

博

準規格 A5  
法要項  
價 ￥.20

